



## 年金相談 ～定年後のアルバイト～

### CONTENTS

#### 年金相談

---

- ・定年後のアルバイト

#### 扶養範囲の見直し

---

#### 積立 NISA の創設

---

#### その他

---

- ・お仕事リスト
- ・開催セミナー

株式会社マネジメント・スタッフ  
税理士法人アクシス  
社会保険労務士法人アクシス  
行政書士法人アクシス  
株式会社徳島経理代行センター  
有限会社エムエスサービス

【徳島本社】  
〒770-0051  
徳島市北島田町1丁目3番地3  
TEL 088-631-8119  
FAX 088-632-6543

【吉野川支店】  
〒776-0005  
吉野川市鴨島町喜来字宮北485番地1  
TEL 0883-26-0182  
FAX 0883-26-0187



## 年金相談

### リタイア後、アルバイトしていても年金はもらえる？

「定年退職したけれど、まだまだ働けるので、アルバイトをして収入を得たい」と同時に、「アルバイトで収入を得ると、年金がカットされてしまうのでは？」とのお声をよく聞きます。

ここでは、年金の仕組みやカットの条件など、社会保険労務士法人アクシス 榎葉社会保険労務士に聞きました。

**榎葉** よく受けるご質問に、定年退職後、アルバイトをしても年金はもらえますか？というのがあります。年金だけでは足りないから仕事をして給料を稼ごうと考えているのに、一方で年金がカットされるという話しを聞くのと、もしかして損になることをしてしまっているのかなど不安になりますよね。

—そうですね。それに、せっかく定年後、まだまだ仕事をしようとしている方のモチベーションを下げてしまいますよね。実際にアルバイトをしていると、年金はカットされるものなんですか？

**榎葉** ケースによります。アルバイトをしても年金をカットされない方もいますし、カットされる方もいます。

—カットされない方、カットされる方、その違いって何ですか？

**榎葉** その方がアルバイト先の職場で厚生年金に入っているかどうか…で違ってきます。年金をもらう方がアルバイト先で厚生年金に加入すると、年金をカットされる対象になります。反対に、アルバイト収入がいくら高額であったとしても、厚生年金に加入していない方は年金カットの対象になりません。

—そんな仕組みになっているんですね。

**榎葉** 仮に、年金をもらっている方が厚生年金に加入していなくて、例えば月 100 万円の不動産収入があるとか、自営業で所得が月 100 万円あるという場合でも、年金はカットされません。ですので、厚生年金に加入しなくていい働き方を選べば、年金はカットされなくてすみます。

—厚生年金に加入しなくていい働き方ってどんな働き方なんですか？

**榎葉** 正社員の方の 4 分の 3 未満の勤務時間で契約を結んで働く場合です。例えば、正社員が 1 週間 40 時間働くとすると、30 時間未満、1 日 8 時間だとすると、6 時間未満の勤務時間の場合ですね。

—アルバイトだったら、そもそも厚生年金には加入しないのかと思っていました。

**榎葉** いいえ。アルバイトとかパートとか名称に関わらず、厚生年金の加入は勤務時間で判断されます。ですので、年金カットをされないようにするのであれば、1 日 6 時間未満の働き方などを選ぶことも方法の一つですね。しかし、職場の事情によっては、希望が通らず、フルタイムで働いてくださいと言われることもあるかと思います。そうなると、厚生年金に加入することになりますので、年金カットの対象となります。

—では、その場合は、年金はカットされてしまうのですか。

**榎葉** いえ、厚生年金に加入すると年金カットの対象になりますが、実際にカットされるかどうかは金額によります。金額によってはカットされない場合もありますし、一部カットされる場合、もしくは全額カットされる場合もあります。

—そうなんですね。厚生年金に加入していても、年金がカットされない金額っていくらなんですか？

**榎葉** 本当はいろいろな要素がありますので、個別に確認しないと正確に判断できないのですが、大まかに言うと、1ヶ月あたりの年金と、1ヶ月あたりの給与の合計額。これが、65 歳未満の方の場合で、28 万円を超えなければ年金はカットされません。例えば、給与が 20 万円です、年金は 8 万円です、という場合は、合計が 28 万円を超えていないので年金はカットされず、満額もらえるということになります。

—そうなんですね。では、ご自分の年金がカットされるどうかを判断したいときは、65 歳未満の方であれば、年金と給与を合わせて 28 万円を超えていないかどうかを確認したらいいんですね。では、超えてしまったら年金は全部カットされるんですか？

**榎葉** いいえ、一部です。28 万円を超えた額の半分が年金カットになります。仮に、給与が 20 万円で年金が 10 万円とすると、28 万円の基準を 2 万円オーバーしています。この場合、この 2 万円の半分の 1 万円が年金カットされ、年金 10 万円だったものが 9 万円で支給される、ということになります。

—なるほど、これが 65 歳未満の方の場合なんですね。では 65 歳以上の方の場合はどうなるんですか？

**榎葉** 28 万円という基準を 47 万円と読み替えます。また、単に読み替えるだけではなく、年金は老齢基礎年金と老齢厚生年金という 2 種類の年金があるんですが、老齢基礎年金の方はカットの対象となりません。つまりは、65 歳以上になると年金はカットされにくくなると思っていただけたら、良いかと思います。

あと、ご注意いただきたいのは、いまお話したことはすごく大まかな説明です。実際には、賞与がある場合は賞与も関係してきますし、話しの中で給与と言いましたが、これは「標準報酬月額」のことを指します。ご自分の年金のことを考えられるときは、社会保険労務士法人アクシスまでご相談ください。

ご不明な点がございましたら  
社会保険労務士法人アクシス

担当：榎葉 まで

お問い合わせください

電話 088-631-8119





## 扶養範囲の見直し

### 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し

#### ■改正の背景

人手不足を感じる企業が多い中、配偶者控除が適用される103万円以内にパート収入を抑える、いわゆる「103万円の壁」が問題となっていました。

ちなみに、103万円の壁とは、配偶者の収入を103万円（基礎控除38万円+給与所得控除65万円=103万円）とすることで、配偶者が取得税を払わずに済む、夫が配偶者控除を受けられる（控除額38万円）という意味です。

ただし実態としては、配偶者特別控除によ

て、配偶者の給与収入が103万円を超えても世帯の手取り収入が逆転しない仕組みとなっており、制度上は「103万円の壁」は解消されています。

それにもかかわらず、現状でも「103万円の壁」がある原因として「103万円」が企業の配偶者手当制度の支給基準になっていることなどが原因として考えられています。

そこで、今回、この基準を改正し「150万円の壁」へと拡大する方向で制度改正が行われました。

#### ■改正の概要

次に記載する改正内容は平成30年分以後の所得税について適用されます。

#### ▶配偶者控除

年間の合計所得金額が900万円を超える納税者については、所得金額に応じて段階的に控除額が減額されます。また、1,000万円を超える納税者は、配偶者控除が適用できなくなります。

#### ▶配偶者特別控除

配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下（現行：38万円超76万円未満）とされ、控除額が次

居住者の合計所得金額	控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下	38万円	48万円
900万円超950万円以下	26万円	32万円
950万円超1,000万円以下	13万円	16万円
1,000万円超	適用なし	適用なし

のとおりとなります。なお、現行制度と同様、合計所得金額が1,000万円を超える人は配偶者特別控除が適用できません。

#### ■配偶者特別控除の控除額（改正後）

	配偶者の合計所得金額									
	38万円超 85万円以下	85万円超 90万円以下	90万円超 95万円以下	95万円超 100万円以下	100万円超 105万円以下	105万円超 110万円以下	110万円超 115万円以下	115万円超 120万円以下	120万円超 123万円以下	123万円超
900万円以下	38万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円	
900万円超950万円以下	26万円	24万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円	
950万円超1,000万円以下	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円	
1,000万円超	適用なし									

改正により、妻の収入が150万円以下であれば、夫が配偶者控除と同等の所得控除（38

万円）を受けることが可能になります。

#### ■積立NISA創設の背景

平成26年1月よりNISA（少額投資非課税制度）が導入されました。

現行のNISAも多くの人に利用されていますが、一方で、口座開設者のうち、20歳代～50歳代の現役世代の占める割合が半数未満であるなど、現役世代への普及・定着が課題と

なっています。

こうした中で、手元資金が十分でない若年層等の利用を促進する観点から、少額からの積立・分散投資に適した「積立NISA」が創設されました。

#### ■改正の概要とその他制度との比較

現在、NISA制度を含め、国の制度として様々な投資優遇制度が創設されています。

それぞれの違いについて簡単に比較してみます。（簡便に表現しており、各制度に細かい条件や制限などがありますのでご注意ください。）

	一般証券口座	現行NISA	積立NISA	確定拠出年金
原資金	課税後に購入	課税後に購入	課税後に購入	非課税（所得控除）
運用中	【課税】	【非課税】	【非課税】	【非課税】
受取時	【課税】	【非課税】	【非課税】	【課税】 退職所得控除あり
投資可能期間	任意	10年間 (H26-H35年)	20年間 (H30-49年)	中途解約原則不可 60歳まで
年間拠出限度額	上限なし	120万円	40万円	サラリーマン、自営業など 立場によって異なる (年14.4万-81.6万円)

まず、投資対象となる株や投資信託を購入する際、購入原資となる資金は、一般証券口座とNISAの場合、税金を引かれた後の給与などから支出することになりますが、確定拠出年金の場合は、拠出した金額が所得控除となるため非課税のお金を投資に回すことができます。

次に、運用中は、NISAや確定拠出年金の場合は、配当・運用益は非課税となりますが、一般証券口座の場合は、課税されます。

そして、受け取り時（株や投資信託を換金した時）、一般証券口座は利益が出ていれば課

税されますが、NISAは課税されません。一方で、確定拠出年金は受け取り時に課税されますが、退職所得控除を利用することができるので、実質非課税で受け取れるケースもあります。

ただし、NISAと確定拠出年金は投資できる金額に制限があり、確定拠出年金は、中途解約に制限があるなどのデメリットもあります。ご自身のライフプランに合わせてメリット・デメリットを押さえて投資方法を選択する必要があります。

## 積立NISAの創設

### NISA（少額投資非課税制度）

ご不明な点がありましたら  
税理士法人アクシスまで  
お問い合わせください  
電話 088-631-8119

税理士 鎌谷 郁代

# お仕事リスト

## 3月



### 001 国外財産調書



居住者（非永住者以外の居住者に限られます。）が、その年の12月31日時点で、総額5,000万円を超える国外財産を有している場合には、必要事項を記載した「国外財産調書」をその年の翌年3月15日までに提出しなければなりません。



### 002 財産債務調書



従来あった「財産債務明細書」について、提出基準が見直された上で、「財産債務調書」となりました。この提出基準の見直しとは、従来の「その年分の所得金額が2,000万円超であること」に、“かつ、「その年の12月31日において有する財産の価額の合計額が3億円以上であること、又は、同日において有する国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の対象資産の価額の合計額が1億円以上であること」”が加わっています。この調書の提出期限は、その年の翌年3月15日です。



### 003 確定申告の税額の 延納の届出書



確定申告書の所定の欄に延納税額を書いて提出することにより、その税額につき延納することができます。ただし、納付すべき所得税額の1/2相当額以上を納付期限までに納付することが条件のため、延納申請できる税額は、納付すべき所得税額の1/2相当額未満となります。なお、納付期限は3月15日、延納期限は納付した年の5月31日です。



### 004 個人の青色申告の 承認申請



個人の青色申告の承認申請は、原則として青色申告をしようとする年の3月15日までに所轄税務署へ到達しなければなりません（到達日基準）。余裕をもって申請書を提出しましょう。ただし、1月16日以降に新規業務を開始する場合は、業務開始日から2ヶ月以内の申請となります。



### 005 所得税の更正の 請求



確定申告を提出し、その申告期限後に計算の誤り等がある場合について一定の場合には、次の期間に限り、誤った申告額の訂正を求める更正の請求ができます。

1. 平成23年12月2日より前に法定申告期限が到来する国税の場合
  - (1) 通常申告・・・申告期限（3月15日）から1年以内
  - (2) 還付申告・・・提出日から1年以内
2. 平成23年12月2日以後に法定申告期限が到来する国税の場合
  - (1) 通常申告・・・申告期限（3月15日）から5年以内
  - (2) 還付申告・・・提出日から5年以内



### 006 入社式の準備と 最終確認



いよいよ新入社員が入社します。次の最終チェックリストで準備のめれがないかどうか確認しましょう。

- ◆式次第の作成、挨拶する方への依頼などは済んでいますか？
- ◆新入社員への連絡はできていますか？
- ◆記念撮影の準備はできていますか？
- ◆歓迎会の準備、進行打合せはできていますか？
- ◆オリエンテーションなどの準備はできていますか？
- ◆配付備品は整っていますか？
- ◆社会保険事務、源泉徴収事務の準備はできていますか？

# 開催セミナー

axis  
税理士法人アクシス

開催場所 〒770-0051 徳島市北島田町 1 丁目 3-3  
税理士法人アクシス 徳島本社  
TEL 088-631-8119 FAX 088-632-6543

労務

3/3(金)・17(金)

事前にお時間をご予約ください

## 採用相談会

今やどの業種も人手不足状態。採用にお困りの法人さまは、是非ご相談ください。相談後、新規に顧問契約いただいたお客さまには、社会保険労務士が求人票作成から採用立会いまで支援します。(先着5法人さま)

担当: 社会保険労務士法人アクシス

相続

3/3(金)・17(金)

事前にお時間をご予約ください

## 相続相談会

いざという時、あわてない、困らないために事前準備をしましょう! 大切な家族のために、相続税対策、遺言、納税資金確保、贈与等、何でもご相談ください。

担当: 税理士法人アクシス 資産税サービス課

経営

2/23(木)・3/23(木)

## 経営研究会

経営者の皆さまにお集まりいただき、業種を超えて、交流・意見交換を行います。  
毎月第4木曜開催。

担当: 税理士法人アクシス  
代表社員 税理士 川人 洋一

年金

3/10(金)・24(金)

事前にお時間をご予約ください

## 障害年金相談会

障害年金を知らないために、申請ができていない方が多くいらっしゃいます。受給の可能性がどうか、障害年金専門の社会保険労務士にご相談ください。

担当: 社会保険労務士法人アクシス

### お申込み



HP <http://www.m-staff.com/>



Mail [ms@m-staff.com](mailto:ms@m-staff.com)



TEL 088-631-8119



FAX 088-632-6543

希望日時、会社名、参加者名を明記してお申込みください。